



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年12月28日火曜日 第271号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）...1377

告 示

- 自衛官候補生の採用試験.....（総務管理課）...1379
- 指定区域の指定（8件）.....（循環型社会推進課）...1380
- 海区漁場計画の内容等.....（水産課）...1381
- まいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量.....（"）...1381
- まあじに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量.....（"）...1381
- 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（"）...1381
- 道路の区域変更（県道上分三島線）.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1382
- 道路の区域変更（県道北条玉川線）.....（東予地方局今治土木事務所）...1382
- 道路の供用開始（"）.....（"）...1382
- 道路の供用開始（県道大島環状線）.....（"）...1383
- 道路の区域変更（県道宮崎波方線）.....（"）...1383
- 道路の供用開始（"）.....（"）...1383
- 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）...1384
- 指定道路の指定.....（南予地方局八幡浜土木事務所）...1384
- 収納事務の委託.....（美術館）...1384
- 落札者等の告示.....（警察本部警務課）...1385

公 告

券売機の購入.....（会計課）...1385

公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）...1386

公営企業公告

感染性廃棄物処理業務（処分）の委託.....（公営企業管理局総務課）...1386

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第81号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（知事の事務委任）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第9条第9号に規定する料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金の徴収に係る次に掲げる</p> | <p>（知事の事務委任）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第9条第9号に規定する料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金の徴収に係る地方自治法（昭和22年法律第67号。以下</p> |

事務を愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）第4条第1項に規定する管理者に委任する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項の規定による同項の指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）の指定に関すること。
- (2) 法第231条の2の3第3項の規定による指定納付受託者の名称、住所及び事務所の所在地の変更の届出の受理に関すること。
- (3) 法第231条の2の5第2項の規定による歳入等の納付の委託を受けた旨等の報告の受理に関すること。
- (4) 法第231条の2の6第2項の規定による指定納付受託者に対する報告の徴収に関すること。
- (5) 法第231条の2の6第3項の規定による指定納付受託者に対する立入検査等に関すること。
- (6) 法第231条の2の7第1項の規定による指定納付受託者の指定の取消しに関すること。

（出納員）

第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第12号までに掲げる職にある者をもつて充て、第13号から第20号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 企画振興部政策企画局総合政策課政策企画グループ担当係長（総合政策課長が指定した者に限る。）
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略

（会計管理者等の事務の一部委任）

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 出納局の会計課長に委任させる事務は、本庁各課並びに中予地方局及びその所管区域内にある地方機関に属する会計事務のうち、次に掲げるもの（第12号に掲げる会計事務を除く。）とする。
ア・イ 省略
- (2)～(4) 省略

「法」という。）第231条の2第6項の指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）の指定に関する事務を愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）第4条第1項に規定する管理者に委任する。

（出納員）

第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第11号までに掲げる職にある者をもつて充て、第12号から第19号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。

- (1)～(3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略

（会計管理者等の事務の一部委任）

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 出納局の会計課長に委任させる事務は、本庁各課並びに中予地方局及びその所管区域内にある地方機関に属する会計事務のうち、次に掲げるもの（第11号に掲げる会計事務を除く。）とする。
ア・イ 省略
- (2)～(4) 省略

(5) 総務部行財政改革局税務課直税係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課が指定納付受託者に納付させる地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する徴収金の収納及び保管に関すること。

(6) 省略

(7) 企画振興部政策企画局総合政策課政策企画グループ担当係長（総合政策課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総合政策課が受け入れる企業版ふるさと寄附金の収納及び保管に関すること。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの（次号、第15号及び第17号に掲げる会計事務を除く。）とする。

ア・イ 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

2 省略

様式第11号（第24条、第117条の2、第198条、第225条関係） 払込書

様式第11号（その1）・様式第11号（その2） 省略

様式第11号（その3）

| | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| 領収済通知書 （指定納付受託） 省略 省略 省略 | 受付票 （指定納付受託） 省略 省略 | 払込書兼領収書 （指定納付受託） 省略 省略 省略 |
|--------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|

注 省略

(5) 総務部行財政改革局税務課直税係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課が指定代理納付者に納付させる地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する徴収金の収納及び保管に関すること。

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの（次号、第14号及び第16号に掲げる会計事務を除く。）とする。

ア・イ 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

2 省略

様式第11号（第24条、第117条の2、第198条、第225条関係） 払込書

様式第11号（その1）・様式第11号（その2） 省略

様式第11号（その3）

| | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| 領収済通知書 （指定代理納付） 省略 省略 省略 | 受付票 （指定代理納付） 省略 省略 | 払込書兼領収書 （指定代理納付） 省略 省略 省略 |
|--------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|

注 省略

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1456号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

| 試験期日 | 試験場の位置 | 試験場の名称 | 担当区域 |
|---|---------------|------------|------|
| 筆記試験、作文、適性検査、口述試験及び身体検査 令和4年1月16日（日） | 松山市南梅本町乙115番地 | 陸上自衛隊松山駐屯地 | 県内全域 |

| | | | |
|--|---|--|------|
| 筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和4年1月12日(水)0時 から令和4年1月14日(金) 15時の間で任意の時間 口述試験及び身体検査につ いては令和4年1月16日(日) | 任意の場所 口述試験及び身体検査については松 山市南梅本町乙115番地 | 任意の場所 口述試験及び身体検査については陸 上自衛隊松山駐屯地 | 県内全域 |
|--|---|--|------|

○愛媛県告示第1457号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

新居浜市磯浦町乙31番15の一部、乙152番3の一部、乙193番1の一部及び乙708番2の一部(次の図のとおり)

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第2号
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1458号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

今治市菊間町浜1582番2の一部及び1582番3の一部(次の図のとおり)

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県今治保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1459号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

今治市伯方町木浦字長谷口甲4179番の一部、甲4181番、甲4182番、甲4183番、甲4184番の一部、甲4185番、甲4187番の一部、甲4190番、甲4191番、甲4192番の一部、甲4193番、甲4194番、甲4195番、甲4196番、甲4197番、甲4198番、甲4199番の一部、甲4200番の一部、甲4201番1の一部、甲4202番、甲4203番、甲4204番、甲4206番1、甲4206番2の一部、甲4207番1、甲4208番1、甲4209番1、甲4210番1、甲4211番1、甲4212番の一部、甲4213番、甲4214番、甲4216番の一部、甲4217番の一部、甲4218番の一部、甲4219番1の一部、甲4220番1の一部、甲4225番1、甲4226番2の一部、甲4227番の一部、甲4229番1の一部、甲4231番の一部、甲4232番2の一部、甲4233番の一部、字先寺田乙1285番及び乙1286番(次の図のとおり)

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県今治保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1460号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

今治市上浦町瀬戸6561番1の一部、6562番1の一部、6562番2の一部、6562番3の一部、6563番、6565番1の一部、6565番2の一部及び6576番の一部(次の図のとおり)

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県今治保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1461号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

今治市吉海町田浦1234番2の一部、1242番1の一部及び1242番2の一部(次の図のとおり)

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県今治保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1462号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

今治市吉海町泊14番の一部、14番2の一部、15番1の一部、16番1及び18番2の一部(次の図のとおり)

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県今治保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1463号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

伊予郡松前町大字筒井字砂流場1795番1の一部(次の図のとおり)

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県中予保健所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1464号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西予市宇和町野田906番1、907番1、908番、909番1、910番、911番、912番、914番、915番、916番、917番、918番、919番、920番、921番、922番、923番、924番、925番、926番、927番、928番、929番、930番、931番、932番1及び933番1

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第13条の2第1号

○愛媛県告示第1465号

漁業法(昭和24年法律第267号)第62条第1項の規定に基づき海区漁場計画を作成したので、同法第64条第6項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

1 海区漁場計画の内容

(1) 漁業権に関する事項

ア 免許番号 宇区第191号

イ 漁場の位置 宇和島市三浦大内地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ、及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市三浦竹ヶ鼻東端の標識

B 宇和島市三浦竹ヶ鼻西端の標識

点 ア Aから333度200メートルの点

イ Bから宇和島市三浦山崎神社見通し200メー

○愛媛県告示第1468号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項

ルの点

エ 漁業の種類 第1種区画漁業(真珠養殖業)

オ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

カ 存続期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

キ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

ク 関係地区 宇和島市三浦

ケ 条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 愛媛海区漁業調整委員会の意見の概要等

(1) 愛媛海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

意見なし

(2) 漁場図

愛媛県農林水産部水産局水産課、東予地方局農林水産振興部水産課、中予地方局農林水産振興部水産課、南予地方局農林水産振興部水産課、東予地方局農林水産振興部今治支局水産課、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課及び南予地方局農林水産振興部愛南水産課に備え置いて縦覧に供する。

3 漁業の免許予定日等

(1) 漁業の免許予定日 令和4年4月1日

(2) 漁業の免許の申請期間

令和3年12月28日から令和4年2月28日まで

○愛媛県告示第1466号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、まいわし太平洋系群に関する令和4管理年度(令和4年1月1日から12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|-----------|-----------|
| 愛媛県まいわし漁業 | 現行水準 |

○愛媛県告示第1467号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、まあじに関する令和4管理年度(令和4年1月1日から12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|----------|-----------|
| 愛媛県まあじ漁業 | 現行水準 |

の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 | | | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|---------------------------|----------------------------|----------------------------|-------|---------------------------------|
| 西宇和郡伊方町神崎314番地1 和田 稔 治 | 西宇和郡伊方町足成588番地2 高 月 和 也 | 西宇和郡伊方町大江154番地1 佐々木 隆 宏 | 瀬 戸 | 八幡浜漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年12月28日から令和4年1月11日まで

(2) 縦覧場所

南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課

○愛媛県告示第1469号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|--|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 上分三島線 | 四国中央市三島中央五丁目青木1514番2地先から 同五丁目木瓜1628番1地先まで | 旧 | メートル 5.5~22.8 | キロメートル 0.474 | |
| | | 四国中央市三島中央五丁目青木1514番2から 同五丁目木瓜1628番1まで | 新 | 13.0~27.1 | 0.474 | |

○愛媛県告示第1470号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---|------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 北条玉川線 | 今治市玉川町龍岡下字原田丁230番1地先から 同町葛谷字ナガソ谷甲284番2地先まで | 旧 | メートル 3.7~9.8 | キロメートル 0.403 | |
| | | 今治市玉川町龍岡下字原田丁230番26から 同町葛谷字ナガソ谷甲284番2地先まで | 新 | 4.0~56.3 | 0.403 | |

○愛媛県告示第1471号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---|------------|
| 県 道 | 北条玉川線 | 今治市玉川町龍岡下字原田丁230番26から 同町龍岡下字原田乙119番6まで | 令和3年12月28日 |

○愛媛県告示第1472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|----------------------------------|------------|
| 県 道 | 大島環状線 | 今治市吉海町泊390番1地先から 同町泊393番2地先まで | 令和3年12月28日 |

○愛媛県告示第1473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|--|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 宮崎波方線 | 今治市波方町小部字北谷乙142番1地先から 同町小部字北谷乙140番7地先まで | 旧 | メートル 18.1~28.2 | キロメートル 0.047 | |
| | | 今治市波方町小部字北谷乙142番1地先から 同町小部字北谷乙140番7地先まで | 新 | 18.1~28.2 | 0.047 | |
| " | " | 今治市波方町小部字北谷乙140番7地先から 同町小部字北谷乙140番7地先まで | 旧 | 19.0~26.0 | 0.011 | |
| | | 今治市波方町小部字北谷乙140番32から 同町小部字北谷乙140番32まで | 新 | 21.6~26.8 | 0.011 | |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙137番4地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙129番5地先まで | 旧 | 5.0~6.2 | 0.047 | |
| | | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙137番6から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙137番6まで | 新 | 5.0~9.8 | 0.047 | |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙141番3地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙137番4地先まで | 旧 | 4.9~7.9 | 0.030 | |
| | | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙141番7から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙137番4地先まで | 新 | 5.1~10.0 | 0.030 | |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙141番3地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙141番5まで | 旧 | 5.4~6.5 | 0.021 | |
| | | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙141番3地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙141番6まで | 新 | 5.0~8.3 | 0.021 | |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙148番28地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙148番26地先まで | 旧 | 5.5~5.8 | 0.016 | |
| | | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙148番28地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙148番26地先まで | 新 | 5.5~9.3 | 0.016 | |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙148番17地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙148番28地先まで | 旧 | 4.8~5.4 | 0.016 | |
| | | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙148番34から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙148番28地先まで | 新 | 4.8~8.0 | 0.016 | |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙150番1地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙150番7地先まで | 旧 | 5.0~5.6 | 0.036 | |
| | | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙150番1地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙150番7地先まで | 新 | 5.0~9.6 | 0.036 | |

○愛媛県告示第1474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|--|------------|
| 県道 | 宮崎波方線 | 今治市波方町小部字北谷乙142番1地先から 同町小部字北谷乙140番7地先まで | 令和3年12月28日 |
| " | " | 今治市波方町小部字北谷乙140番32から 同町小部字北谷乙140番32まで | " |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙137番6から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙137番6まで | " |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙141番7から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙137番4地先まで | " |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙141番3地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙141番6まで | " |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙148番28地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙148番26地先まで | " |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙148番34から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙148番28地先まで | " |
| " | " | 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙150番1地先から 同町宮崎字七五三ヶ浦乙150番7地先まで | " |

○愛媛県告示第1475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、城川町魚成土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年12月28日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|----------------|
| 理事 | 織田道信 | 西予市城川町魚成3209番地 |

○愛媛県告示第1476号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定

により、次のとおり指定道路を指定した。

令和3年12月28日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和3年12月20日
- 指定道路の位置
八幡浜市保内町川之石1番耕地30番の一部
- 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 42.98メートル
(2) 幅員 4.80メートル

○愛媛県告示第1477号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

| 受託者 | | 委託した事務の範囲及び内容 | 委託期間 |
|-------------|---------------|---|-------------------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 株式会社松山堂書店 | 松山市柳井町一丁目9番地2 | 愛媛県美術館使用料条例（平成10年愛媛県条例第26号）第2条第2項に規定する観覧料（特別展「HELLO! えひめの企業アートコレクション ひろがる美のかたち」の売りの観覧券の交付によるものに限る。）の収納の事務 | 令和4年1月4日から 同年2月28日まで |
| 愛媛県美術館友の会 | 松山市堀之内 | | |
| 伊予鉄総合企画株式会社 | 松山市三番町四丁目9番地5 | | |

○愛媛県告示第1478号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|-----------------|---------------------------------|------------|-----------------------------------|------------------|---------------|-----------|
| テレビ会議システムの借入れ | 愛媛県警察本部警務部警務課 愛媛県松山市南堀端町2番地2 | 令和3年11月22日 | NTT・TCリース株式会社四国支店 松山市二番町三丁目6番地 | 653,180円 (月額) | 一般競争入札 | 令和3年9月14日 |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年12月28日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
券売機の購入
- (2) 購入物品名及び数量
券売機 一式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和4年3月29日(火)
- (5) 納入場所
仕様書のとおり
- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2156
- (2) 入札書の受領期限
令和4年2月7日(月)午前9時から同月8日(火)午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和4年2月8日(火)午前10時00分
愛媛県庁 第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：令和4年2月1日(火)午後5時
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
ア 契約保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 電子マニフェスト（JWNET）を導入していること。（導入予定含む）
- (5) 「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務医事課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話（089）947 1111 内線 6523

- (2) 入札書の受領期限

令和4年2月24日（木）午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

令和3年12月28日（火）から令和4年1月31日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和4年2月24日（木）午後1時30分

愛媛県立中央病院 管理棟4階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、令和4年1月31日（月）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 4 800 000 liters
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m . , 24 February 2022
- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General and Medical Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 6523